A large green ribbon graphic with a white center. The text is centered on the ribbon.

自主防災
組織

運営マニュアル

池田町

平成 30 年 12 月改定

目次

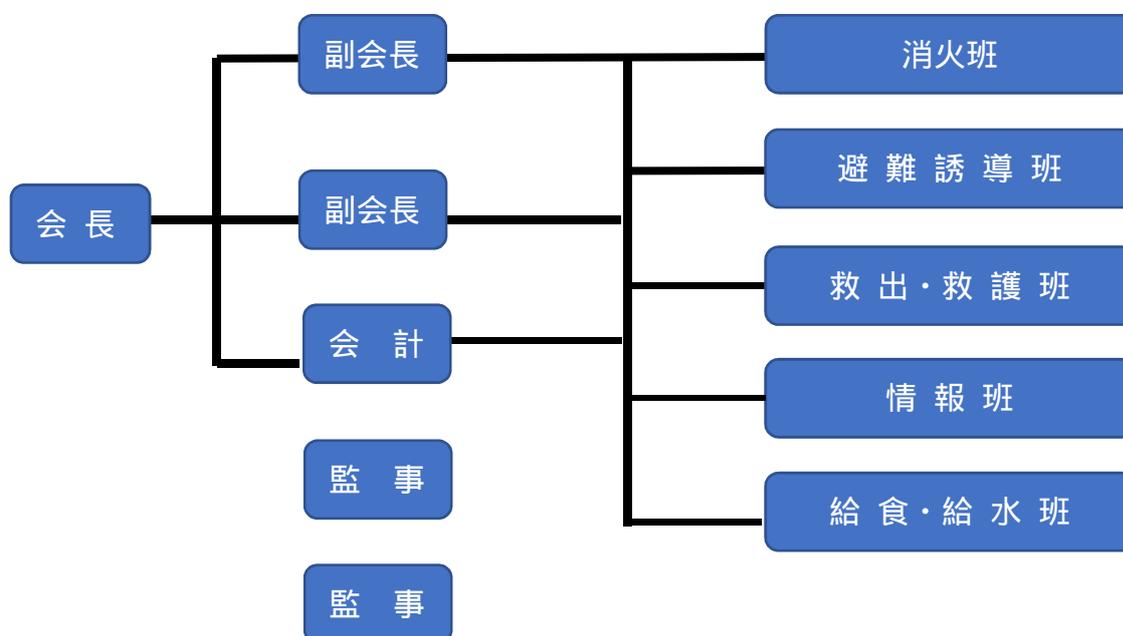
第1章 自主防災組織の組織編成	1
第2章 自主防災組織活動の準備	2
1. 各種台帳の点検・整備	3
2. 防災資機材の点検整備	3
3. 地域の状況把握と防災地図の整備	3
4. 防災地図、住民支えあいマップの整備	4
5. 目標、計画の策定	5
第3章 平常時の自主防災活動	6
1. 地域住民への防災知識の普及・啓発	7
2. 要配慮者への支援	9
3. 地域の災害危険の把握	12
4. 防災訓練の実施	12
5. 防災資機材等の備蓄	15
第4章 災害時の行動	16
1. 時間的経過に伴う自主防災活動	17
2. 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	18
3. 被災者の救出活動	19
4. 消火活動	20
5. 救護活動	21
6. 避難行動	21
7. 避難生活	21
8. 緊急指定避難場所（地区集会所等）設置時の業務例	22
9. 各活動班における業務例	22
第5章 池田町で想定される災害	23
1. 地震災害	23
2. 風水害	26
参考資料集	28～37
資料1 自主防災組織規約例	28
資料2 自主防災会役員名簿	31
資料3 自主防災会防災計画	32
別表1 組織編成表	35
資料4 自主防災会組織台帳	36
資料5 人材台帳	37

第1章 自主防災組織の組織編成

自主防災組織は、会長・副会長を中心とした組織体制で概ね下の図のような役割別の班構成となっています。訓練を通じて必要な見直しを行いながら、地域の実態に応じた適切な組織体制としてください。

また、災害時には、なかなか計画どおりに運びませんので臨機応変に弾力的な運用や指揮命令ができるよう対策を考えておきましょう。

【組織図・役割分担の例】

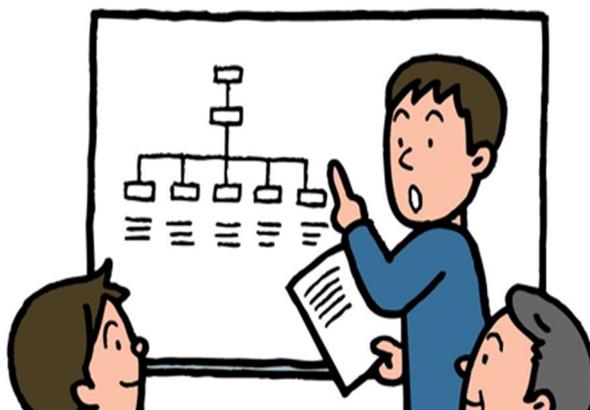


【班編成についての留意点】

- ・ 地域の実情に応じた班編成を検討してください。
- ・ 昼間と夜間とで在宅者数が異なる場合は、女性の参加を求めるとともに、昼夜別々の組織体制を考えてください。
- ・ 活動要員が特定地域に片寄らないようにしてください。
- ・ 要配慮者対策は、専任の班を作る気構えで取り組む必要があります。民生委員を役員に充てるのが望ましい。

第2章 自主防災組織活動の準備

1. 各種台帳の点検・整備
2. 防災資機材の点検整備
3. 地域の状況把握と防災地図の整備
4. 防災地図、住民支えあいマップの整備
5. 目標、計画の策定



1. 各種台帳の点検・整備（会長は常に台帳更新）

（1）自主防災組織に必要と考えられる台帳

自主防災組織台帳

組織の世帯数、役員、防災訓練、座談会・講演会等の活動の状況や危険箇所、避難地及び装備品など自主防災組織の概要を年次ごとに記録。「特に介護を必要とする人はどこに何人いるのか」などを把握

人材台帳

「災害時に技術的に活用できる人はいるのか」災害時の応急救護や救出救助に活用できる資格・技能を持った人材をまとめておく。地域内の団体等（事業所・各種ボランティア団体・女性の会・消防団・学校等）についても把握し、連携することにより、より組織的な活動ができることとなります。

避難行動要支援者名簿

自主防災組織内で介護が必要な人、地域に在住する要配慮者を把握するための台帳で、避難誘導の際や緊急指定避難場所や指定避難所での対応に役立つものです。

年に1回、町の健康福祉課から提供される名簿ですが、地区の民生委員等の協力も必要となります。

これらの台帳についてはプライバシーに関わる事項があるので、保管の方法については十分注意してください。

2. 防災資機材の点検整備

自主防災組織が、災害時に防災活動をスムーズに行うためには、それぞれの活動に必要な資機材を揃えておく必要があります。地域の実情や組織の構成を考えた上で、整備をしましょう。

また、備えておくだけで、いざというときに使えなければ意味がありません。日頃から有効期限などに注意して点検を定期的に行い、訓練などで全員が使えるように練習しましょう。

3. 地域の状況把握と防災地図の整備

（1）地域の安全点検

防災の基本は、まず自分の住む地域にどのような危険があるのか、どんな人が住んでいるのかを知ることです。

地理的条件

地形、地質、水利、道路状況

社会的条件

ア 世帯数

イ 生活必需品の取り扱い店舗

ウ 役場や医療機関の位置と所要時間

人間関係

ア 各世帯の家族構成

イ 乳幼児、老人、病人等の居住状況

ウ 指定避難場所に避難する世帯、人数

エ 技術、技能のある人（元警察官、元消防士、元看護師、防災士等）、ボランティア活動経験者等の有無

オ 利用可能な建物所有者への協力
防災上の危険要因

ア 地域内にある道路、橋梁の幅

イ 非常時における道路使用の可否

ウ 爆発物、有毒物、可燃物等の集積場所

エ 倒壊の恐れのある家屋、煙突、塀、自動販売機

オ ガラス等落下危険
防災上の安全要因

ア 井戸、貯水槽等の水源

イ 可搬式ポンプ・消火器等の資機材設置場所

ウ 指定避難場所、避難路、設置される救護所

エ 学校の防災設備や避難時に使用可能な場所

オ A E Dの設置場所

4. 防災地図、住民支えあいマップの整備

(1) 地域内の危険地域や防災施設などを把握したら、その状況を盛り込んだ防災地図を作成します。防災地図は、その地域の山崩れなどの危険地域、危険な施設・設備、幹線道路、自主防災組織本部、避難所等の各種防災上必要な施設・設備を記入したもので、地域の防災上の課題を把握するのに役立ちます。

町が作成したハザードマップを利用し、地域を拡大して作成して下さい。

(2) 住民支えあいマップの作成は、避難行動要支援者名簿を基に作成します。

1名の避難行動要支援者に対し、3名以上の支えあい者を割当てし、マップに図示します。作成段階でわからないことは、町の社会福祉協議会が指導しますのでお問い合わせください。

5. 目標、計画の策定

年間計画の作成例

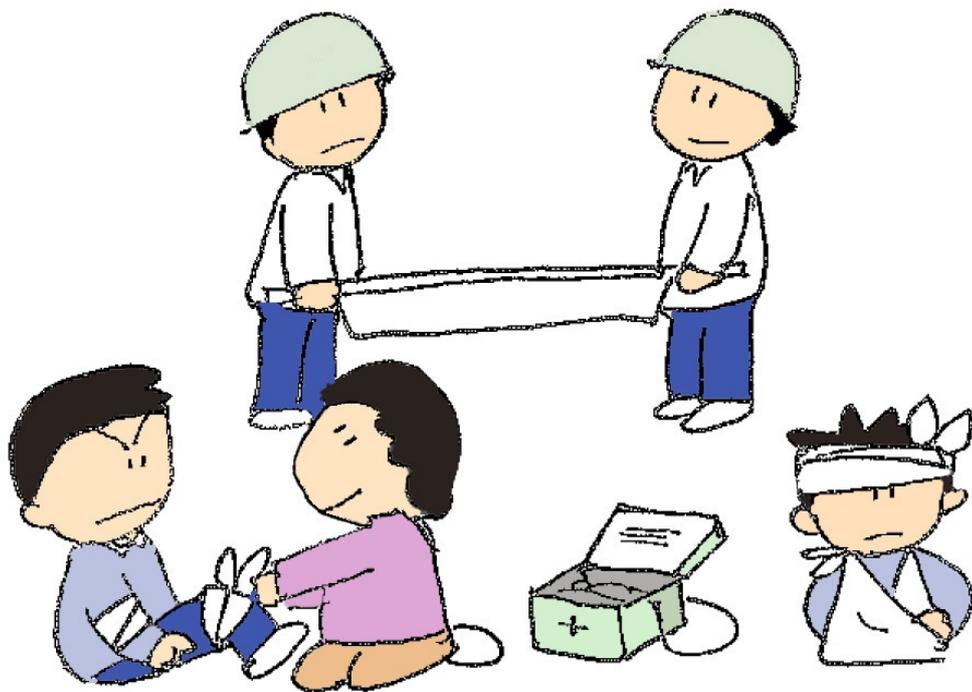
平成	年
月	自主防災会打ち合わせ会議 役割分担の確認、活動内容の周知
月	各種台帳やマップの見直し、作成
月	家具の固定等のアンケート実施
月	班単位の課題の研究、検討会
月	防災資機材の点検
月	家庭内対策講習会
月	総合防災訓練打ち合わせ イエローカードの掲示と役員の掲示確認方法の打ち合わせ
月	総合防災訓練
月	地域防災訓練打ち合わせ
月	地域防災訓練
月	防災講演会



池田町地震総合防災訓練

第3章 平常時の自主防災活動

- 1．地域住民への防災知識の普及・啓発
- 2．要配慮者への支援
- 3．地域の災害危険の把握
- 4．防災訓練の実施
- 5．防災資機材等の備蓄



1 . 地域住民への防災知識の普及・啓発

1-1 防災知識

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防止するためには、全ての地域住民が防災に関する正確な知識を有していることが必要となります。

そのため、自主防災組織としては、あらゆる機会をとらえて、地域の住民が防災知識を吸収できるようにする必要があります。

ここでは、防災知識の普及の方法、注意点を示します。

防災知識の普及の方法

町又は消防機関の主催する防災講演会等に積極的に参加してもらう。

想定される被害や防災拠点などを地図に書き込みながら議論を行う。

自主防災組織として、防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。災害の発生した現地を視察して、被害状況やよりよい対応方策を考える。災害体験者や、災害地の現地視察などの話を聞く。

自主防災組織の役割分担、活動内容等について周知徹底する。

単発的、一時的ではなく、繰り返し継続して知識普及を行うようにする。

1-2 家庭内対策の促進

(1) 家屋の耐震診断と補強

木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要などについて、町建築担当窓口等を活用してください。

木造以外の建物については、専門家に依頼するようにしましょう。

門柱やブロック塀は、見かけはしっかりしていても、基礎の根入れが無かったり、鉄筋が入っていないなど安全でないものがあります。外のブロック塀や塀の上の固定していないプランター等のある家には点検・改善をよびかけてください。

(2) 家具等の転倒・落下防止

家具の転倒による被害を防ぐため、タンス、食器棚などの家具は、動かないようあらかじめ固定しておきましょう。

倒れた家具は外へ逃げる障害にもなりますので、避難経路沿いにはなるべく物を置かないように心がけましょう。

(3) 食料・飲料水の備蓄

大災害が発生した場合、道路や水道施設が損壊して使用できなくなることが考えられます。また、行政による救援活動もすぐには行われません。各家庭において3日間程度は生活できるように、食料・飲料水の備蓄を促進しましょう。

食料は、非常食3日分、飲料水は、1人1日3リットルを3日分非常持出品として用意し、日常使用しながら順次新しいものに取り替えていきましょう。

(4) 非常持ち出し品の準備

避難時にすぐに取り出せる場所に保管し、家族の人数に合わせて用意してください。当面暮らせるだけの食料・飲料水・日用品・貴重品等を準備しておきましょう。

非常持ち出し品の例

食料…3日分

主食：米、乾パン、インスタント食品など

副食：漬物、梅干、佃煮、缶詰など

調味料：みそ、しょうゆ、塩など

飲料水…1人1日3リットルを3日分

救急医薬品…包帯、絆創膏、滅菌ガーゼ、三角巾、体温計、はさみ、ピンセット、傷薬、目薬、解熱剤、かぜ薬、常備薬など

非常持出品…携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、現金、貴重品、衣類、タオル、ティッシュペーパーなど

赤ちゃんのいる家庭…哺乳瓶、離乳食、オムツ、おぶい紐、ベビー毛布など

(5) 家庭内の役割分担

災害発生に備えて、家族内で役割を決めておくことも重要です。

地震が起こったときの身の守り方

家族がバラバラに離れるときに災害が発生した場合の連絡方法

避難場所と避難経路

火の始末、非常持ち出し品など災害時における家庭での役割

応急手当の仕方

イエローカードの常置場所の確認

2. 要配慮者への支援

2-1 日頃からの交流

自主防災組織としては、日頃から要配慮者と交流を持ち、ハンディキャップの内容と程度を理解し、その人にあった安全対策とケアの体制を確立することが重要となります。プライバシーには十分気をつけながら、民生委員の指導のもと交流を持つようにしてください。

要配慮者：災害時、自分の生命・安全の確保が困難で、何らかの支援を必要としている人を指します。身体や精神に障害を持つ人だけでなく、要介護高齢者、傷病者、乳幼児なども含まれます。また、日本語に対する知識が乏しく、地理に不案内な外国人なども含まれます

2-2 介護・介助が必要な高齢者への配慮

支援が必要と思われる高齢者の主な特徴とニーズ

区分	特徴	災害時のニーズ
ひとり暮らし高齢者等	基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認及び状況把握等が必要となる。
要介護高齢者（寝たきり）	食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで、他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	安否確認、生活状況の確認が必要となる。避難する際は、車いす等の補助器具が必要なことがある。
認知症高齢者	記憶が抜け落ちていたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	安否確認、状況把握、避難誘導などの援助が必要となる。

支援のために必要な物資等と技術（例）

要配慮者	必要な器具・物資等	必要な技術
支援を必要とする高齢者	紙おむつなどの介護用品、衛生用品、毛布、ポータブルトイレ、嚥下しやすく温かい食事、車いす、避難用のひも、ロープ、担架等	心のケア、日常介護（食事、用便、入浴、着替え、投薬等）、移動介助、感染症対策

参考：日本赤十字社平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

2-3 障がい者への配慮

障がいの主な特徴とニーズ

区分	特徴	災害時のニーズ
視覚障害	視覚による覚知が不可能な場合や置かれた状況が分からず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。	音声による情報伝達や状況把握が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
聴覚障害	音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を利用した情報伝達及び状況把握が必要となる。
言語障害	自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	手話、筆談等によって、状況を把握することが必要となる。
肢体不自由	体感障がいや足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	歩行の補助や車いす等の補助器具が必要となる。
内部障がい	ほとんどの人が自力歩行ができ、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。	避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。継続治療できなくなる傾向がある。透析治療のための集団移動措置を取る際は、ヘリ、車などの移動手段の手配が必要となる。
知的障がい	緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。施設・作業所等に通所している割合が、他の障がい者より多い。	気持ちを落ち着かせながら、安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援する必要がある。通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
精神障がい	多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	精神的な動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールする必要がある。自ら薬の種類を把握しておくことが必要となる。
発達障がい	一般の人と変わりなく見えることが多いが、社会的関係の形成や学業等に支障がある。避難の必要性を理解できない場合や大きな音でパニックになる場合もある。	状況に応じて、体育館等の広い場所ではなく、教室などの場所への誘導や生活への配慮など個別の支援が必要となる。

参考：日本赤十字社 平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

2-4 妊産婦・乳幼児への配慮

妊産婦・乳幼児等の主な特徴とニーズ

区分	特徴	災害時のニーズ
妊産婦	自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。	精神的な動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車いす等や車などの移動手段が必要となる。
乳幼児 児童	年齢が低いほど、養護が必要である。	緊急事態等は、避難時に適切な誘導が必要である。被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。

参考：日本赤十字社平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン

2-5 外国人への配慮

外国人の主な特徴とニーズ

区分	特徴	災害時のニーズ
外国人	日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。	日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。母国語による情報提供や相談が必要となる。

参考：日本赤十字社平成 18 年 3 月災害時要援護者対策ガイドライン



3. 地域の災害危険の把握

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚の上に結成されています。そのため地域固有の防災問題に関する認識を高めることが大切です。

災害危険の把握のポイント

- 1 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀の安全度等の実態把握を行う。
- 2 地域の実態に即した消防活動、要配慮者に適応した避難誘導等の対応策について十分理解しておく。
- 3 地域内の消火栓や防火貯水槽などの消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸、小川等の活用も検討しておく。
- 4 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等について把握することにより、予防・応急活動に効果的に活用していく。
- 5 大規模な地震に伴い発生した火災においては、火災件数や延焼拡大に対し、消防機関が著しく行動制限を受け、避難地、避難路周辺の火災防ぎよに転戦せざるをえなくなる可能性があることについても理解しておく。

4. 防災訓練の実施

4-1 防災訓練の目的

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするためには、個人として災害時にとるべき行動を考え、実行してみるとともに、自主防災組織として平素から防災訓練を行い、防災活動に必要な知識・技術を習得しておく必要があります。

また、防災訓練を通じて、日頃の活動や計画に生かせる反省点・教訓等を得ることも訓練の目的の一つです。

4-2 有事の際、訓練の成果をあげるために重要なこと。

1 関係機関との調整

訓練の実実施計画ができたなら、早い段階で消防署に内容を検討してもらい、協力を依頼します。

訓練会場を確保したら、町の防災担当や消防署に早めに届け出るようにしてください。届け出の内容は、日時、責任者、訓練内容、訓練会場、目的、参加予定人数などです。消火訓練や救出救助訓練などは危険を伴いますので、消防機関との入念な打ち合わせ

が不可欠となります。訓練予定日の直前に再度確認をしておくことが重要です

2 地域の特性に応じた訓練の実施

土砂災害等の危険地域か、住宅密集地で延焼火災の危険地域かなど、その地域の特性を考えた訓練を実施しましょう。

3 訓練参加の呼びかけ

より多くの人に参加してもらおうことができるよう、訓練日時は、回覧板、ポスター、チラシなどを利用して、訓練の実施を自主防災会の住民に周知徹底しましょう。

4 興味をもって参加できる訓練の計画

訓練の内容がいつも同じでは参加者は減少します。防災訓練に参加するということは、自主防災組織の活動を理解してもらうとともに、各種資機材の操作方法を認識してもらう良いチャンスです。防災訓練の中にイベント的な事柄を取り入れるなど、少しでも参加しやすくなるような工夫をしましょう。

5 要配慮者が参加しやすい訓練の工夫

日頃から積極的に体の不自由な方や外国人等要配慮者とコミュニケーションを図り、訓練に参加してもらおうよう心がけましょう。

また、防災訓練の際に、障害体験のプログラムを取り入れると、参加者の要配慮者に対する理解が深まります。

4-3 事故防止

1 訓練中の事故の無いように注意します。

危険を伴う訓練には専門家の指導を受けましょう。

消火訓練や救出・救助訓練は消防署員や消防団員など専門家の指導を受ける。

訓練を始める前には、必ず事故防止について参加者に注意をする。

訓練で使用する資機材については、操作方法・危険性などについて事前に十分説明する。

服装は訓練に適したものとし、軍手・ヘルメット（防災ズキン）を着用する。

訓練中、整理・整頓に気をつける。

訓練中には事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合はケガ人の救護を最優先するなど、適切な措置をします。

4-4 各種訓練

1 消火訓練

消火用バケツ、消火器、消火栓等を使用して、火災の初期消火技術を習熟する訓練

2 通報訓練

火災または、救急を想定し、固定電話や携帯電話による119番通報訓練

3 避難訓練

避難時の携行品を整えて、イエローカードを掲示し、屋外へ避難する訓練。また、自主防災組織としては、地域防災計画に定める指定緊急避難場所まで迅速かつ安全に避難する訓練。

4 情報収集・伝達訓練

地域住民の安否、地域内の被災状況、災害危険箇所の状況等を調査し、情報を正確かつ迅速に収集し、自主防災組織本部や町災害対策本部へ報告するとともに、防災関係機関の指示等を正確かつ迅速に地域内の住民に伝達する訓練。

5 救急・救護訓練

はしご、ジャッキ、バール等の救出用器材の使用方法を習熟する訓練。また、負傷者の応急手当の方法や安全な場所への搬送方法等について習得する訓練。

6 給食・給水訓練

炊飯装置等の限られた資機材を有効に活用し、食料を確保するとともに、効率的に配給する方法を習得する訓練。

7 その他

町の総合防災訓練等に参加するとともに、消防署が企画する普通救命講習会や起震車による地震の疑似体験。

5. 防災資機材等の備蓄

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救助・救護、避難誘導等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておく必要があります。

その場合、地域の実情や組織の構成等を見て、どのような資機材を備えるのがよいか、町、消防機関の指導を受けて十分検討することが必要となります。

防災資機材としては、以下のようなものが考えられますが、地域の実情に応じ必要なものを選択しましょう。

防災資機材の備蓄例

情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、ヘルメット、とび口
除雪用	雪かき用スコップ、スノーダンブ
水防用	防雨シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋
救助用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、丸太、一輪車、リヤカー、ヘルメット
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート、簡易トイレ
避難用	強力ライト、標旗、ロープ、ハンドマイク、警笛
給食・給水用	炊飯装置、鍋、コンロ、給水タンク、ろ水機、ガスボンベ
訓練用	訓練用消火器、視聴覚機器（ビデオ等）
その他	簡易収納庫、防災倉庫、リヤカー、ビニールシート、発電機、携帯電話用充電器

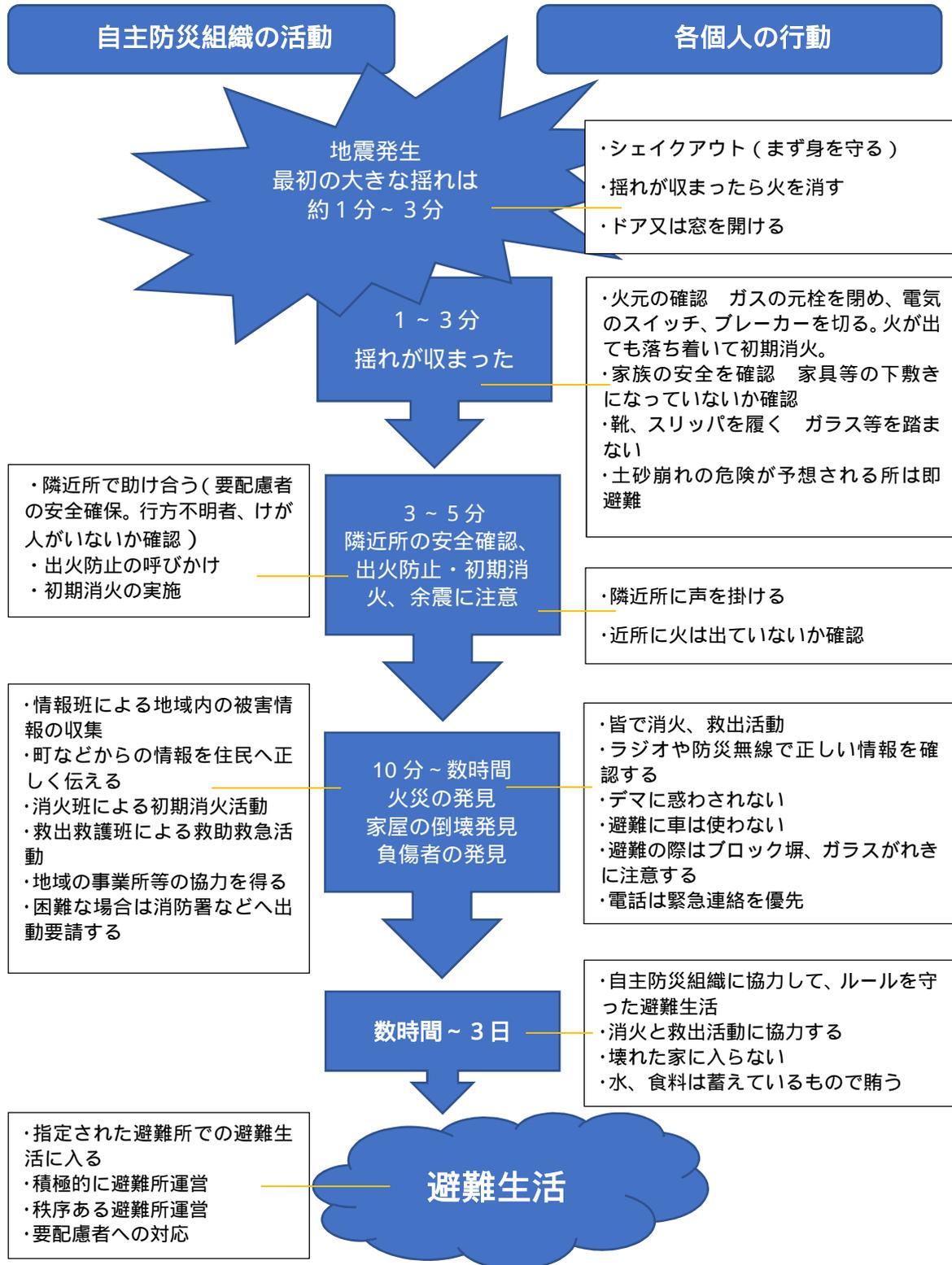
第4章 災害時の行動

地震の時

- 1 . 時間的経過に伴う自主防災活動
- 2 . 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達
- 3 . 被災者の救出活動
- 4 . 消火活動
- 5 . 救護活動
- 6 . 避難行動
- 7 . 避難生活



1. 時間的経過に伴う自主防災活動



2. 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

地域内の被害状況を町の災害対策本部へ連絡します

- 1 情報収集を迅速に行うため、事前に調査区域を分けて担当者を決め、地域内の被害状況等、必要な情報を収集します。
- 2 被害報告を受けた情報班長は、被害状況を会長に報告して組織内に周知するとともに、町災害対策本部などの防災関係機関に報告します。「被害なし」という報告も災害の全体像をつかむための重要な被害情報になりますので忘れずに報告するようにしてください。
- 3 防災無線や町の広報車、テレビ、ラジオで正確な情報を確認し、地域内の各家庭に伝えて混乱が起こらないようにしましょう。

町や消防機関が必要とする情報

- 1 人的被害
死者、行方不明者、負傷者
- 2 住家被害
全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
- 3 公共施設の被害
- 4 公共土木施設の被害
道路、橋梁、河川
- 5 ライフラインの被害
水道施設、交通施設、ガス施設、下水道施設等
- 6 火災
- 7 土砂災害、地すべり
- 8 田畑の被害

3. 被災者の救出活動

大地震発生時には家屋の倒壊などにより多数の生き埋め者が発生することが予想されます。しかし、消防等の防災関係機関だけでは十分な対応ができません。地域の自主防災組織が協力して救出・救助にあたりましょう。

自分の安全を確認したら、隣人の救出

- 1 負傷者等の居場所の情報を集める。大きな声で叫び反応を見る。
- 2 居場所がわかったら救出のための人を集める。
(負傷者が見える場合は 5~10 人、見えない場合は 20 人位。)
- 3 ノコギリ、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材で救出。

自主防災組織による救出

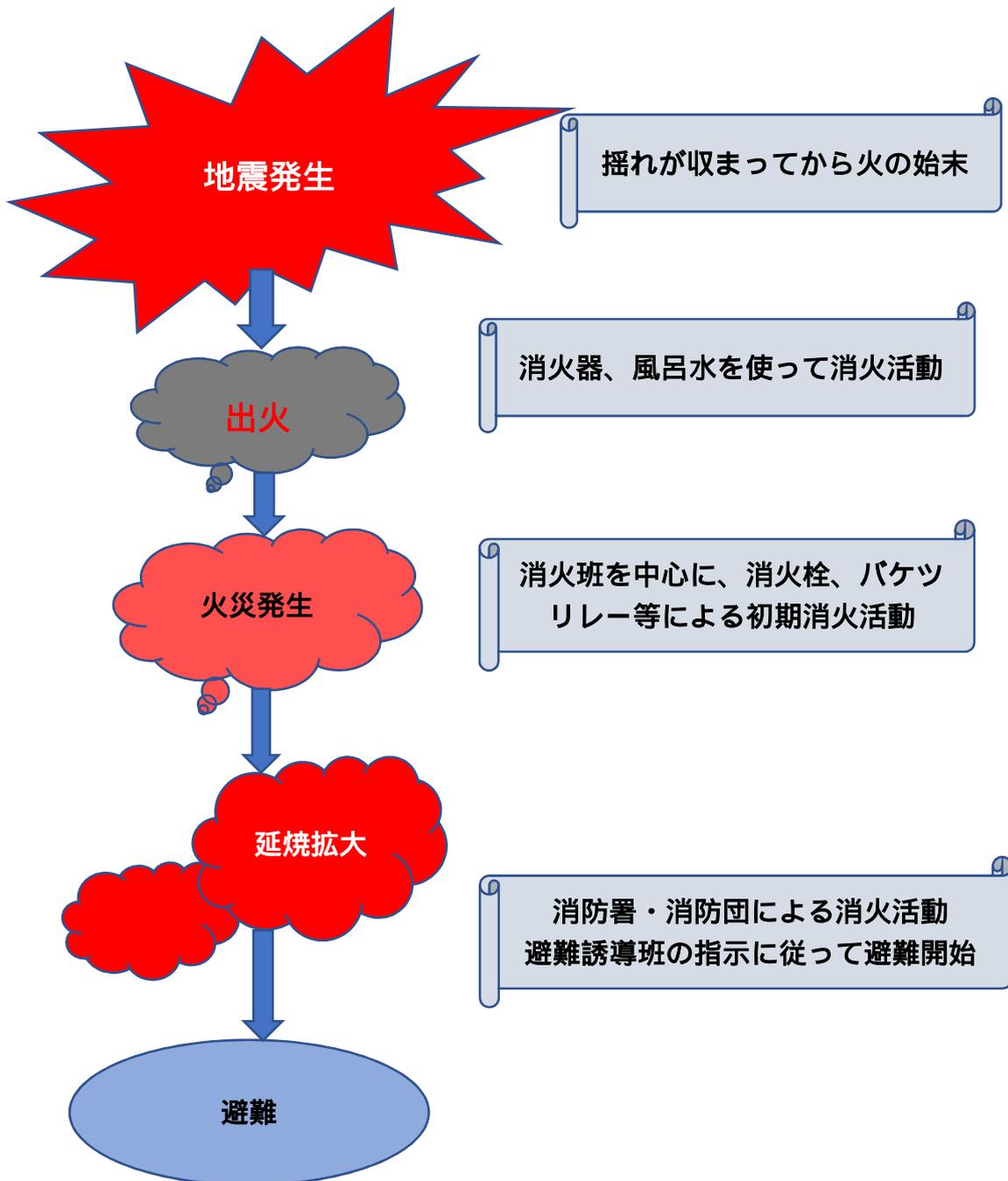
- 1 大規模な救出作業が必要な場合は、チェーンソーやエンジンカッターなどを利用した救出。
- 2 被災者の位置、人数などを的確に把握しておくこと。



池田町地震総合防災訓練

4. 消火活動

地震による火災発生を防ぐためには、各家庭における出火防止対策が一番大切ですが、いざ火災が発生したら地域の自主防災組織が協力して初期消火活動にあたるようにしましょう。ただし、地域で行う初期消火活動はあくまで火災の延焼を防止することが目的ですので、決して無理はしないように注意してください。消防団員や消防署員が到着したらその指示に従うようにしましょう。



5. 救護活動

大規模な地震が発生すると、多数の負傷者が出るため、すぐに医療機関による治療が受けられるとは限りません。負傷者を発見した場合は、まず応急手当を行い、重傷患者や中等傷患者は、町の災害対策本部に連絡し搬送先の指示を受けてください。消防署が設置する応急救護所が設置されていれば速やかに搬送します。

6. 避難行動

住民の生命や身体に危険が生ずる土石流や洪水などの危険が切迫している場合、危険地域の住民に対し、町長から避難勧告や避難指示（緊急）が発令されます。

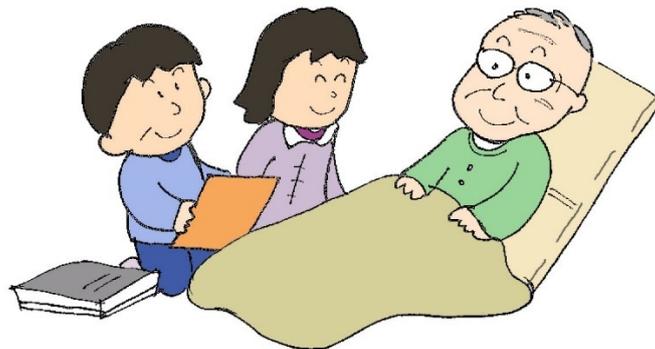
その時は、自主防災組織（避難誘導班）が中心となって迅速な避難誘導を行ってください。そのためには事前に、防災関係機関とも十分に協議した避難計画を、関係住民に周知徹底しておく必要があります。

7. 避難生活

避難生活は災害による精神的な不安や日常生活の不便、不自由な共同生活などから暗いイメージとなりがちです。

自主防災組織を中心に、避難住民がお互いに助け合い協力して秩序ある避難生活が営まれるように努めてください。

特に高齢者や障害者などの要配慮者へのあたたかい支援が必要です。



8 . 緊急指定避難場所（地区集会所等）設置時の業務例

情報の伝達経路

- ・町からの情報は、防災行政無線、緊急メール、町登録制メール等を受け各自避難します。
- ・自主防災組織は、会長指示の下情報班長はその情報を住民に伝達します。
- ・テレビやラジオなどから直接入る情報にも注意します。

- 1 避難所の開設・点検をします。
- 2 避難所準備組織の立上げをします。
- 3 避難スペースの確保をします。
- 4 居住区、組、班の編成をします。
- 5 避難者名簿の作成をします。
- 6 設備、備蓄品の確認をします。
- 7 町災害対策本部への連絡をします。
- 8 避難所運営本部の設置、構成員の選出

対応
内容

- 1 施設の安全確認
- 2 応急的な避難所運営組織の中心人物を選出
- 3 利用する部分を明確化
- 4 世帯を居住区（グループ）編成
- 5 世帯ごと避難者名簿を記入
- 6 避難所運営に必要な設備、備蓄品の確認
- 7 避難所開設を町災害対策本部へ連絡
- 8 避難所運営の中心人物を選出活動班の設置

9 . 各活動班における業務例

- 1 避難者の状況把握（安否確認、避難者名簿の掲示）
- 2 要配慮者の支援（避難行動要支援者名簿での確認）
- 3 女性、子供の安心安全の確保
- 4 防火、防犯
- 5 取材への対応
- 6 問い合わせへの対応
- 7 食料、物資の調達、受入、管理、配給
- 8 炊き出し
- 9 医療活動の支援
- 10 避難者の健康維持
- 11 衛生管理
- 12 水の管理
- 13 清掃・ごみ処理への対応
- 14 トイレの衛生管理
- 15 ペット連れ避難者への対応
- 16 避難所内外情報収集

第5章 池田町で想定される災害

1. 地震災害
2. 風水害

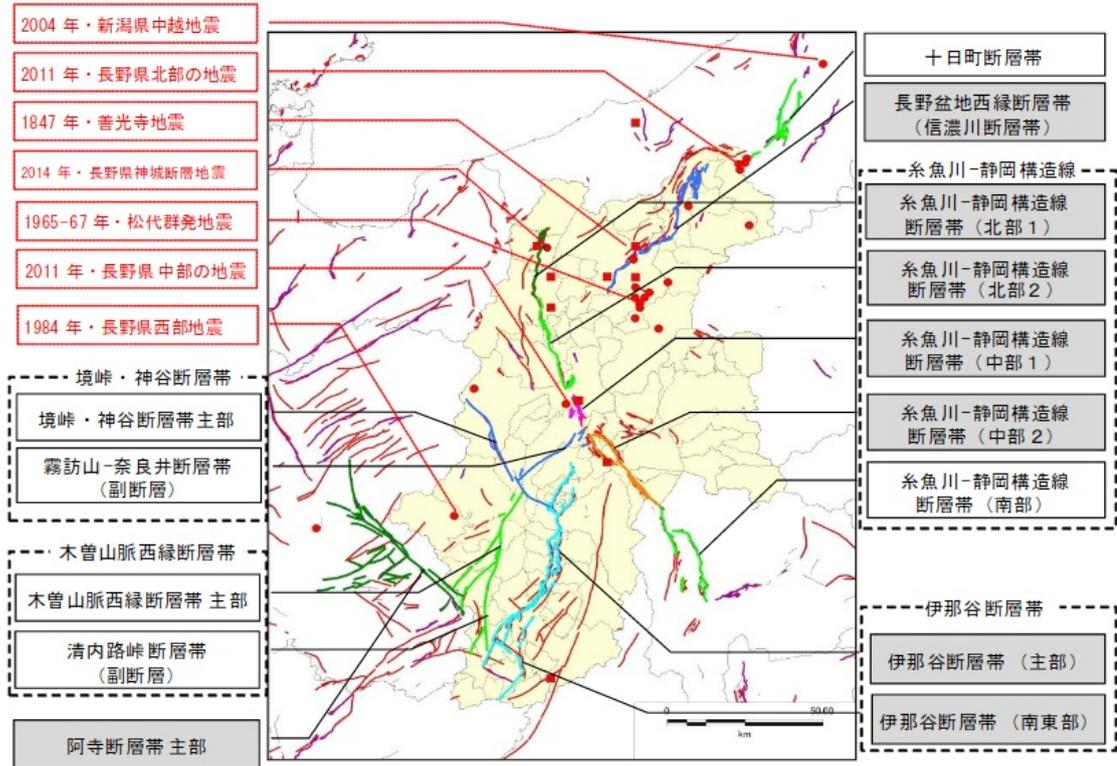
1. 地震災害

長野県には山地と盆地の境界部に数多くの活断層が見られる。国の地震調査研究推進本部では、基盤的調査観測の対象となる主要活断層帯を設定し、活断層調査を行った上で長期評価結果を公表している。長野県内には6つの主要活断層帯が存在している。その中で、糸魚川 - 静岡構造線断層帯（牛伏寺断層を含む区間）ではMj（気象庁マグニチュード）8程度の地震が今後30年以内に発生する可能性が14%（算定基準日：平成27年（2015年）1月1日）と評価されている。



平成26年11月22日神城断層地震

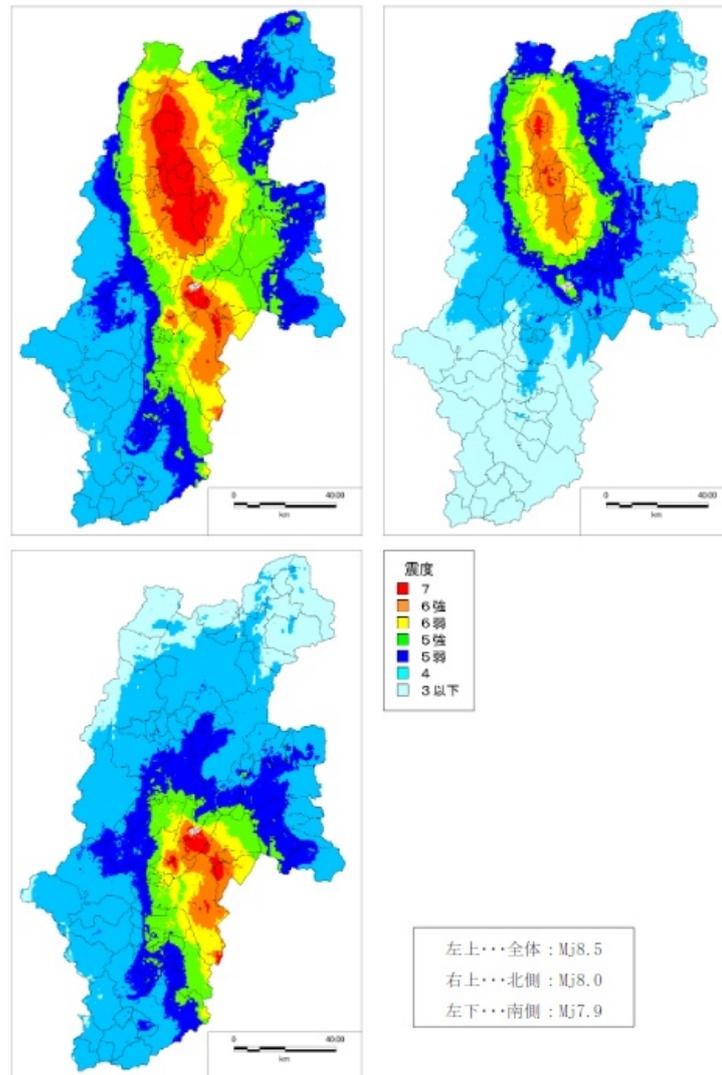
長野県の活断層の分布と被害地震の分布



■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	—	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

平成 27 年 3 月長野県地震被害想定調査報告書より抜粋

糸魚川 静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布



地震別最大震度

市町村名	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震		
	全体：Mj8.5	北側：Mj8.0	南側：Mj7.9
池田町	7	6 強	5 強

平成 27 年 3 月長野県地震被害想定調査報告書より抜粋

2 . 風水害

池田町は、急峻な地形、もろい地質のため、急勾配の河川、広範囲の地すべり地帯を有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な町づくりを行う必要がある。

洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を把握し、風水害時の避難体制を確立し、住民が自ら地域の水害被害を軽減する取組を行う必要があります。

特に土砂災害警戒区域における予報・警報等の発令に対する情報伝達は重要であり、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練や救助、その他必要な警戒避難体制を普段から確認しておくことが重要です。

池田町ハザードマップでは、現況の河道の状況のもとで、2日間雨量246mm程度の大雨により、高瀬川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を表示しています。

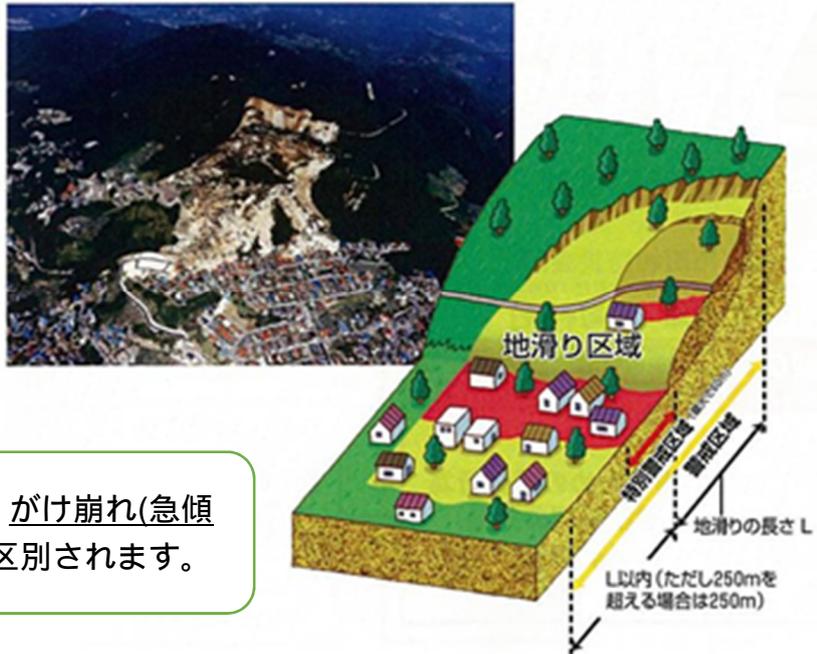
また、土砂災害については、県が土砂災害のおそれのある区域について、基礎調査を実施し、土石流及び急傾斜地に関する土砂災害警戒区域を指定しています。

このハザードマップに色がない場所がありますが、どんなに雨が降っても安心な場所ではありません。雨量情報や町等からの避難情報には注意して下さい。

池田町ハザードマップは、池田町全戸に配布しました「池田町くらしの便利帳2017」をご覧ください。池田町ホームページにて確認して下さい。

地すべり

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象
又はこれに伴って移動する自然現象



土砂災害は、地すべり、がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)、土石流に区別されます。

土砂災害警戒区域表（池田町ハザードマップと合わせてご覧ください）

土砂災害警戒区域 **土石流**

地区名	警戒区域			特別警戒区域			要配慮者施設名
	区域数	人家戸数	要配慮者施設	区域数	人家戸数	要配慮者施設	
堀之内	4	20	1	3	0	0	ショートステイ花りん
中島	3	52	0	2	0	0	
千本木台	1	45	0	1	0	0	
半在家	2	34	0	2	0	0	
相道寺	3	20	0	1	0	0	特別養護老人ホームライフ、花しょうぶ よりどころ和み(デイサービス)
花見	1	30	2	1	0	0	
滝沢	9	127	1	7	0	0	
滝の台	1	50	0	1	0	0	社会福祉法人信濃の郷白樺の家
渋田見	7	130	0	7	0	0	
鷓山	7	80	3	7	0	0	
南台	2	86	0	1	0	0	
中之郷	1	6	0	0	0	0	
田の入	0	0	0	0	0	0	
陸郷	4	5	0	3	0	0	
法道	2	0	0	2	1	0	
広津	4	3	0	3	0	0	合計
合計	51	688	7	41	1	0	

土砂災害警戒区域 **急傾斜地**

地区名	警戒区域			特別警戒区域			要配慮者施設名
	区域数	人家戸数	要配慮者施設	区域数	人家戸数	要配慮者施設	
堀之内	4	4	0	4	1	1	ショートステイ花りん
中島	5	9	0	5	3	0	
千本木台	1	11	0	1	3	0	
半在家	3	6	0	3	0	0	
相道寺	3	2	0	3	3	0	特別養護老人ホームライフ、花しょうぶ
花見	2	0	0	2	0	2	
滝沢	18	9	0	14	9	0	
滝の台	2	7	0	1	4	0	社会福祉法人信濃の郷白樺の家
渋田見	12	6	0	12	8	0	
鷓山	6	14	0	6	3	1	
南台	2	0	0	1	0	0	
中之郷	2	0	0	2	0	0	
田の入	3	4	0	2	1	0	
陸郷	32	28	0	15	10	0	
法道	9	4	0	6	6	0	
広津	72	38	0	48	39	0	合計
合計	176	142	0	125	90	4	

土砂災害警戒区域 **地すべり**

地区名	警戒区域			特別警戒区域			要配慮者施設名
	区域数	人家戸数	要配慮者施設	区域数	人家戸数	要配慮者施設	
中島南	2	5	0	0	0	0	
中島	4	19	0	0	0	0	
相道寺	3	14	0	0	0	0	
陸郷	24	29	0	0	0	0	
法道	1	4	0	0	0	0	
広津	30	64	0	0	0	0	
合計	64	135	0	0	0	0	

自主防災組織規約例

防災会規約（例）

（名称）

第 1 条 この会は、 防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 2 条 本会の事務所は、 に置く。

（目的）

第 3 条 本会は、自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- （2）地震等に対する災害予防に関すること。
- （3）地震等の発生時における初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水等応急対策に関すること。
- （4）防災訓練の実施に関すること。
- （5）防災資機材等の整備に関すること。
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（班の配置）

第 5 条 本会は、前条の事業を遂行するため、次の班を置く。

- （1）消火班
- （2）避難誘導班
- （3）救出・救護班
- （4）情報班
- （5）給食・給水班

（会員）

第 6 条 本会は、 町内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1 名
- （2）副会長 2 名
- （3）会計 1 名
- （4）班長 5 名
- （5）監事 2 名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

(役員の任務)

第 8 条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、予防活動及び地震等の災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

3 班長は、班活動を指揮し、予防活動及び応急活動にあたる。

4 監事は、会の会計を監査する。

(会議)

第 9 条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第 10 条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年 1 回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第 11 条 役員会は、会長、副会長、会計、班長、監事によって構成する。

2 役員会は、会長が招集する。

3 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) 総会により委任されたこと。

(3) 役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第 12 条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 地震等の発生時における初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水等応急対策に関すること。

(5) その他必要な事項。

(経費)

第 13 条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第 14 条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(会計年度)

第 15 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 16 条 会計監査は、毎年 1 回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

この規約は、 年 月 日から実施する。

自主防災会役員名簿

役職	氏名	住所	電話番号等
会長			
副会長			
副会長			
会計			
消火班長			
避難誘導班長			
救出・救護班長			
情報班長			
給食・給水班長			
監事			
監事			

自主防災組織防災計画例

自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、防災会規約第12条の規定に基づき、防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって地震等の災害による人的、物的被害の発生を予防し、又は被害の拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集・伝達に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出・救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食・給水に関する事。
- (9) 要配慮者支援に関する事。
- (10) 防災資機材の整備に関する事。

3 防災組織の編成

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別表に定めるとおり防災組織を編成する。

4 防災知識の普及

町民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ア 防災知識及び防災計画に関する事。
- イ 地震等の災害についての知識に関する事。
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関する事。
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関する事。
- オ その他防災に関する事。

(2) 普及・啓発の方法

- ア 広報紙、ポスター等の配布
- イ 座談会・講演会・研修会等の開催
- ウ その他

(3) 実施時期

- ア 火災予防運動週間等防災関係諸行事が行われるとき
- イ その他必要により随時

5 防災訓練の実施

災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

- ア 初期消火訓練
- イ 避難誘導訓練
- ウ 救出・救護訓練
- エ 情報の収集・伝達訓練
- オ 給食・給水訓練

(2) 訓練の時期及び回数

- ア 実施の時期は、原則として、防災関係諸行事が行われる時期とする。
- イ 回数は、個別訓練を2種類以上行う総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

6 情報の収集・伝達

被害状況等を、正確かつ迅速に把握し適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達先

情報班の会員は、地区内の被害状況を収集し、役場や消防署に報告するとともに、災害対策本部、防災関係機関、報道機関等の情報を収集し、必要と認める情報を町民に周知する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、地区内パトロール、電話・駆け込み、テレビ・ラジオ等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止の徹底を図るため、毎月 日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて、点検・整備する。

- ア 火気使用器具の点検及びその周辺の整理・整頓状況
- イ 油類の保管状況
- ウ 消火器等消火資機材の状況
- エ 出入口及び避難通路の状況
- オ その他危険な箇所の状況

(2) 消火班の会員は、地区内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期消火に努める。

8 救出・救護

(1) 地震等の災害により、救出・救護を要する者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。

この場合、現場付近の者は、この活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護班の会員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるとき

は、次の医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所へ搬送する。

ア 市立大町総合病院(大北地域災害拠点病院)

イ 北アルプス医療センターあづみ病院(大北地域災害支援病院)

- (3) 救出・救護班の会員は、防災関係機関による救出を必要と認めたときは、役場や防災関係機関に出動要請を依頼する。

9 避難

- (1) 地震、火災の拡大、洪水又は津波等により町民の生命に危険が生じ、又は生ずる恐れがあるときは、次により避難を行う。

ア 避難誘導の指示

会長は、災害対策本部長（町）からの避難勧告・指示等が発令されたとき、又は会長が必要と認めるときは、避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

イ 避難経路の確認

避難誘導班の会員は、避難に際し支障がないよう事前に避難路を点検し、安全確認を行う。

- (2) 避難誘導班の会員は、避難路及び避難場所を点検し、最も安全な経路の選定を行うと共に安全の確保に努める。

ア 避難路

通り。ただし、通りが通行不能の場合は、道。

イ 避難場所

公園（小学校）

- (3) 避難誘導班の会員は、避難所の管理運営について、協力するものとする。

10 給食・給水

給食・給水班の会員は、町等から供給された食料、飲料水の配分、炊き出し等の給食・給水活動を行う。

11 要配慮者対策

要配慮者をあらかじめ把握しておくとともに、町から提供されている避難行動要支援者名簿に対して円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動ができるよう検討しておく。

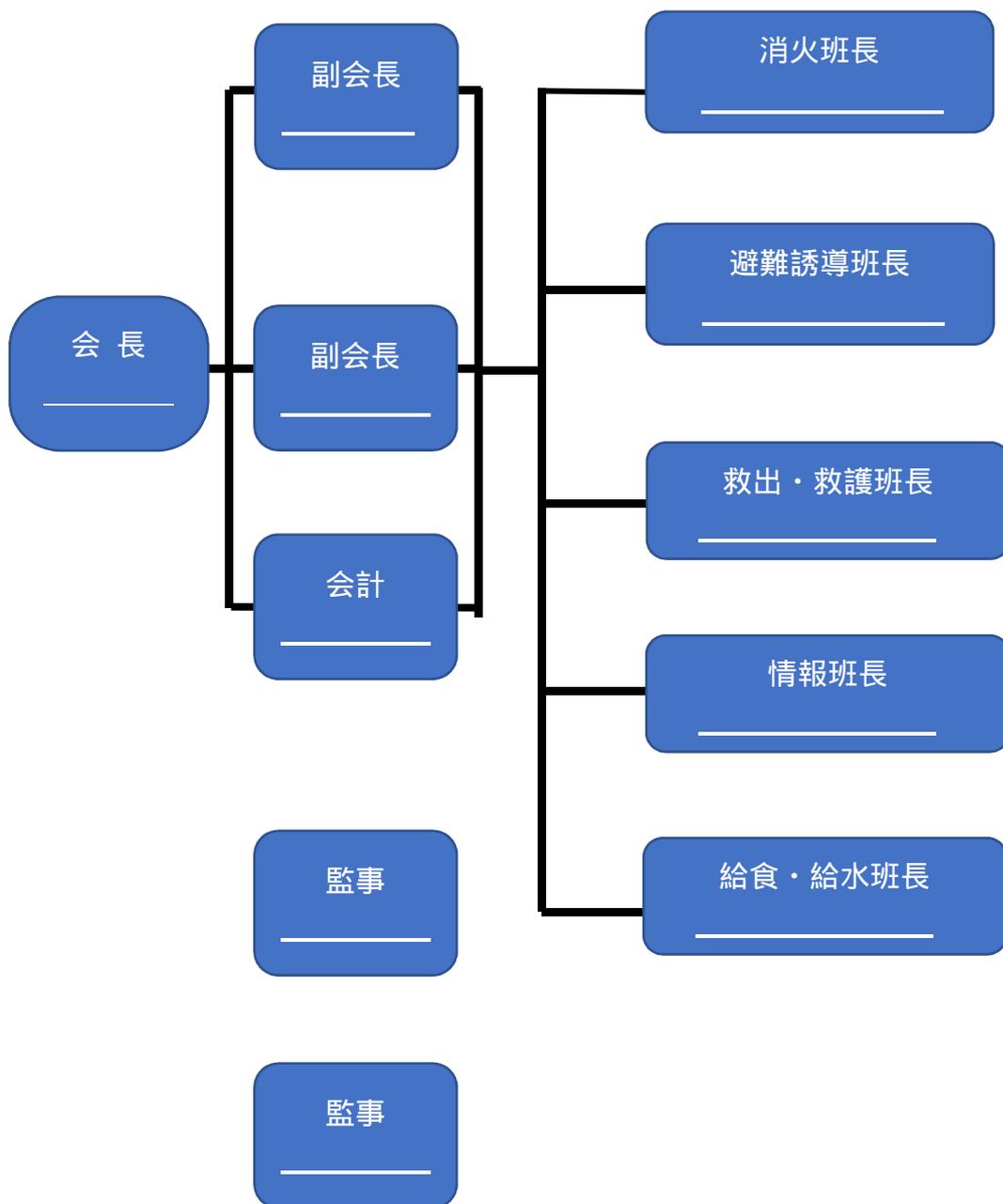
12 資機材の整備

防災活動を行うため、各班に応じた資機材を順次整備するとともに、整備済み資機材の保守点検管理を行う。

附則

この防災計画は、平成 年 月 日から実施する。

組織編成表



自主防災会組織台帳

(平成 年 月 日作成)

(平成 年 月 日改正)

組織の名称							
会 長	氏名						
	就任期間	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月			
	連絡先						
人口							
世帯数							
要配慮者数							
規約		作成日 平成 年 月 / 改正 平成 年 月					
防災計画書		作成日 平成 年 月 / 改正 平成 年 月					
地域内で注 意すべき危 険箇所							
		年度		年度		年度	
		月	内容	月	内容	月	内容
防災訓練							
防災訓練							
講習会							
避難場所等		指定緊急避難場所		指定緊急避難場所		指定避難所	

避難場所等については地区集会所等の広場やグラウンド、 は地区集会所、指定避難所は町が指定した公共施設です。詳しくは、避難場所及び避難所一覧または避難所マニュアル参照

自主防災組織運営マニュアル
長野県池田町
2018年12月策定